

別添様式

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		農林水産省						
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
農林水産消費安全技術センター	資産債務型・特定事業執行型[その他(医療・福祉・検査・審査型)]	肥料及び土壌改良資材関係事業						札幌センター小樽事務所を平成22年度末までに廃止する。
		農薬関係事業					・業務評価委員会の設置による外部意見の活用	
		飼料及び飼料添加物関係事業					・入札監視委員会の設置	
		食品等関係事業	生系のJAS規格による格付業務を、平成21年2月28日限りで廃止する。				・メールマガジンの配信業務、広報誌の編集及び配布業務の民間委託を実施	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
沿革		(旧農林水産消費技術センター関係) ・農林省輸出食料品検査所と輸出農林水産物検査所が合併し農林省輸出品検査所となる(昭和26年) ・農林省農林規格検査所と改称(昭47年)生糸検査所を統合(昭和55年) ・農林水産省農林水産消費技術センターに改組(平成3年) ・独立行政法人に移行(平成13年)			
		(旧肥飼料検査所関係) ・農林省肥料検査所の設置(昭和22年) ・農林省飼料検査所を設置(昭和35年) ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥飼料検査所となる(昭和38年) ・独立行政法人に移行(平成13年)			
		(旧農薬検査所関係) ・農林省農薬検査所設置(昭和22年) ・独立行政法人に移行(平成13年)			
		(共通) ・上記3法人が統合し、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月)			
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年4月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		5 人	4 人	0 人	690 人
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度（括弧内の数値 は、補正後の額である。）	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	8,067	8,302(9,427)	8,589	8,778
	特別会計				
	計	8,067	8302(9,427)	8,589	8,778
	うち運営費交付金	7,957	8,166	7,858	7,928
	うち施設整備費等補助金	109	136(1,260)	731	850
	うちその他の補助金等				
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		8,447	8,338	8,625	9,774

利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）	平成17年度		平成18年度	
	998		236	
	発生要因	効率化・合理化に伴う減額、人件費及び物件費の不用等		
見直し案	平成17年度及び平成18年度の利益剰余金については、平成17年度の利益剰余金は中期目標期間終了時の会計処理（統合前の旧農林水産消費技術センター、旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所（以下、「旧3法人」という。）毎に処理）により966百万円を、平成18年度の利益剰余金は統合時の会計処理（旧肥飼料検査所及び旧農薬検査所について中期目標期間が終了したものとみなして処理）により202百万円を国庫に納付している。 引き続き発生要因等を検証した上で、適切に運用していくこととしている。			
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）	平成17年度		平成18年度	
	0		504	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
	8,596	8,685	8,590	8,623
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	—			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	【共通事項】 ・統合メリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保し早期に一体的な運営を図るため、3法人の役員で構成する検査3法人統合準備委員会を設置し、統合準備作業を実施 ・旧3法人の検査・検定の知識・技術の共有化を図り、業務運営能力の向上に資するための合同研修を実施 ・専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業、アンケート調査票の発送及び回答の集計作業及び専門知識を要しない外国文献の翻訳のアウトソーシングを実施 ・旧3法人において精査し、分析機器の整備方針を決定。また、旧農林水産消費技術センターが購入予定であった分析機器について、旧肥飼料検査所所有の分析機器を活用することにより、その購入を取りやめるなど分析機器の利用を効率化 ・旧3法人合計で事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で一般管理費3.6%、業務経費8.2%抑制＜中期目標期間の目標値：毎事業年度、一般管理費3%、業務経費1%抑制＞ ・旧3法人合計で人件費を平成17年度を基準として、4.3%削減＜中期目標期間の目標値：5%以上削減＞ 【肥料及び土壌改良資材関係事業】 ・肥料の申請に係る調査結果の報告までの期間を6.7%削減＜中期目標期間中の目標値：5%削減＞ ・肥料の検査において成分1点当たり要する分析時間を0.8%削減＜中期目標期間中の目標値：5%削減＞ ・肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者の全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、19.5%増加＜中期目標期間中の目標値：30%増加＞ ・立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、37.4%増加＜中期目標期間中の目標値：50%増加＞ ・立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して2.5%削減＜中期目標期間中の目標値：10%削減＞ ・土壌改良資材の集取品の検査については、中期目標期間中に、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時を16.3%削減＜中期目標期間の目標値：10%削減＞ 【農薬関係事業】 ・農薬の登録申請に係る検査については、すべての検査を1年4ヶ月（基準の設定が必要ないものについては10.5ヶ月）以内に実施＜中期目標期間中の目標値：旧農薬検査所の前中期目標において目標とした検査期間を5%短縮＞			

【飼料及び飼料添加物関係事業】

・飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、中期目標期間の最終事業年度において試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績に対して375%増加<中期目標期間中の目標値:5%増加>

【食品等関係事業】

・検査業務に従事する職員の比率(%)を、平成17年度を基準として1.1ポイント増加<中期目標期間中の目標値:5ポイント>

・食品表示監視業務については、平成17年度を基準として、検査に要する時間を3.7%削減<中期目標期間中の目標値:10%削減>

・平成18年度の調査研究課題23課題中表示の真正性確認に係る調査研究を22課題(96%)実施<中期目標期間中の目標値:80%以上>

・登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、すべての調査結果を農林水産省の調査指示から27業務日以内に報告

<中期目標期間中の目標値:目標期間(30業務日)を10%削減>

・農林水産省が行うリスク管理のための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、分析に要する時間を2.5%削減<中期目標期間中の目標値:10%削減>

・生系のJAS規格による格付業務については、受付、サンプリング等一部の業務を除き、神戸センターに集約

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		本部	農薬検査部	横浜事務所	札幌センター
	所在地		埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟	東京都小平市鈴木町2-772	神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎	札幌市中央区大通西10-4-1札幌第2合同庁舎
	職員数		242人 (平成19年4月1日現在の実員)	68人(同左)	56人(同左)	14人(同左)
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業 ・食品等関係事業	・農薬関係事業	・食品等関係事業	・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	2,839百万円 (221百万円増額)	847百万円 (85百万円減額)	623百万円 (2百万円増額)	157百万円 (2百万円減額)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	2,853百万円 (221百万円増額)	847百万円 (85百万円減額)	625百万円 (2百万円増額)	158百万円 (2百万円減額)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		札幌センター小樽事務所	仙台センター	名古屋センター	神戸センター
	所在地		小樽市港町5-3小樽港湾合同庁舎	仙台市宮城野区五輪1-3-15仙台第3合同庁舎	名古屋市中区三の丸1-2-2名古屋農林総合庁舎第2号館	神戸市中央区小野浜町1-4
	職員数		26人 (平成19年4月1日現在の実員)	51人(同左)	52人(同左)	77人(同左)
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・食品等関係事業	・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業 ・食品等関係事業	・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業 ・食品等関係事業	・食品等関係事業
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	288百万円 (35百万円減額)	619百万円 (4百万円増額)	607百万円 (12百万円減額)	1,503百万円 (54百万円増額)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	288百万円 (35百万円減額)	622百万円 (4百万円増額)	611百万円 (12百万円減額)	2,467百万円 (1,015百万円増額) 神戸センター新庁舎建設費 に充当する現神戸センターの 土地の売却見込額960百万円 を含む。

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		神戸センター大阪事務所	神戸センター岡山事務所	福岡センター	福岡センター門司事務所
	所在地		大阪市中央区大手前4 - 1 - 6 7大阪合同庁舎第2号館別館	岡山市下石井1 - 4 - 1岡山第 2合同庁舎	福岡市東区千早3 - 11 - 15	北九州市門司区西海岸1 - 3 - 10門司港湾合同庁舎
	職員数		23人 (平成19年4月1日現在の実員)	27人(同左)	18人(同左)	36人(同左)
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業	・食品等関係事業	・肥料及び土壌改良資材関係事業 ・飼料及び飼料添加物関係事業	・食品等関係事業
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	303百万円 (39百万円増額)	319百万円 (38百万円減額)	271百万円 (65百万円増額)	402百万円 (23百万円減額)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	307百万円 (39百万円増額)	319百万円 (39百万円減額)	275百万円 (65百万円増額)	402百万円 (24百万円減額)

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 < 事務・事業関係 >

該当類型		資産債務型・特定事業執行型	資産債務型・特定事業執行型	資産債務型・特定事業執行型	資産債務型・特定事業執行型
事務・事業名		肥料及び土壌改良資材関係事業	農薬関係事業	飼料及び飼料添加物関係事業	食品等関係事業
事務・事業の概要		・肥料及び土壌改良資材の検査 ・肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく立入検査 ・地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬の登録検査 ・農薬取締法に基づく立入検査	・飼料及び飼料添加物の検査 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づく立入検査 ・飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ・飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導 ・飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法に関する調査	・食品表示の監視業務 ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づく登録認定機関等の指導監督 ・JAS法に基づく立入検査 ・食品表示110番等を通じた消費者等からの情報収集及び情報提供 ・JAS規格の見直し等に資するための食品等の調査分析 ・国が行う食品のリスク管理のための分析検査 ・食品の検査技術に関する調査研究
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	873,329千円 (59,470千円増額)	932,518千円 (328千円増額)	1,021,328千円 (4,470千円減額)	5,950,814千円 (133,711千円増額)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	982,598千円 (168,739千円増額)	932,548千円 (327千円増額)	1,167,631千円 (120,408千円増額)	6,690,825千円 (859,609千円増額)
事務・事業に係る定員(19年度)		70人 (平成19年4月1日現在の実員)	75人(同左)	80人(同左)	465人(同左)

		民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	本事業を実施している民間主体はない。	本事業を実施している民間主体はない。	本事業を実施している民間主体はない。	本事業を実施している民間主体はない。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	1 肥料・土壌改良資材は、食料の安定生産に不可欠な資材であり、生産者の間で広く使用されているが、例えば、肥料等については重金属等の有害成分が混入する可能性があり、安全性が確保されていないものが流通した場合には、これらの資材に由来する有害物質等が食品に残留することにより、消費者の健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。 2 このように、肥料及び土壌改良資材の安全性の確保については、厳格かつ確実に実施することが必要である。(食品安全基本法において、国は、食品の安全性及び品質の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するとされている。) 3 このため、肥料及び土壌改良資材については、国と一体となり、責任を持ってその安全性を検査・評価するしくみを設け、登録時の検査や立入検査等を厳格かつ適切に実施することを通じ、安全性等に問題のあるものの流通を防止しているところである。 4 例えば、立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合及び全体の収去点数に占める割合を増加させているところである。 5 仮に本事業が廃止された場合、肥料・土壌改良資材の安全性の確保ができなくなり、食料	1 農薬は、食料の安定生産に不可欠な資材であり、生産者の間で広く使用されているが、農薬は殺虫効果等の毒性を有する化学物質であることから、安全性が確保されていないものが流通した場合には、これが食品に残留することにより、消費者の健康に重大な影響を及ぼす恐れがある他、環境に対して悪影響を与える恐れがある。 2 このように、農薬の安全性の確保については、厳格かつ確実に実施することが必要である。(食品安全基本法において、国は、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するとされている。) 3 このため、国と独立行政法人が一体となり、責任を持って農薬の安全性を検査・評価するしくみを設け、登録時の検査や立入検査等を厳格かつ適切に実施することを通じ、安全性に問題のある農薬の流通を防止しているところである。 4 また、農薬の安全性の確保は消費者等国民の関心が強いものである。消費者の信頼を確保し、安全な農薬を登録するためには、特定企業の利益保護のおそれのないことが明らかな中立公正な機関が、申請者から国に提出される企業秘密も含むあらゆる試験成績に基づき、厳格・厳正な審査をすることが重要である。 5 仮に本事業が廃止された場合、農薬の安全性の確保がで	1 飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)は、食料の安定生産に不可欠な資材であり、生産者の間で広く使用されているが、飼料等については、例えば、原料の事情等により副次的にBSEの原因となる異常プリオンたんぱく質や残留農薬及び重金属等の有害成分が混入する可能性があり、安全性が確保されていないものが流通した場合には、飼料等により有害物質等が食品である畜産物を通じて消費者の健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。 2 このように、飼料等の安全性の確保については、厳格かつ確実に実施することが必要である。(国は、食品の安全性及び品質の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するされている。) 3 このため、飼料等については、国と一体となり、責任を持ってその安全性を検査・評価するしくみを設け、立入検査等を厳格かつ適切に実施することを通じ、安全性等に問題のあるものの流通を防止しているところである。 4 また、今般の有害物質であるマラカイトグリーンが飼料に混入した事例については、専門的な知識を有する農林水産消費安全技術センターの職員が緊急の立入検査や収去した飼料の分析を行い、その知識と経験に基づき的確な業者の指導を国と連携して実施してきたところである。	1 食品は、消費者が日々購入し消費するもので、人が生きていく上で欠かせないものであるため、食の安全・消費者の信頼の確保は国民生活にとって極めて重要であり、食品の表示の真正性や品質、安全性が損なわれた場合は、消費者利益の侵害、食に対する消費者の信頼の喪失、国民の健康被害の拡大等の問題が生じることとなり、直ちに社会問題化し、国民の不安を増大させるなど、国民生活に重大な影響を与えるものである。 2 このように、食に対する消費者の信頼の確保については、厳格かつ確実に実施することが必要であることから、食品表示の真正性や品質、安全性等の確保に関する施策として、国と一体となり、食品表示の検査、食品表示110番による消費者等からの情報収集、国が行うリスク管理のための分析等を厳格に実施しているところである。 3 例えば、牛ミンチ事案に対しては、プロジェクトチームを設置し、牛挽肉加工品について、遺伝子検査(PCR法)やタンパク質の分析(エライザ法)による緊急調査を実施するとともに、事業者への立入検査や任意調査を行い、その結果をホームページやメールマガジンなどを通じ、迅速に公表したところである。 4 仮に本事業が廃止された場合、食の安全や消費者の食に対する信頼の確保を図ることができなくなり、国民生活及び社会経済の安定に重大な影響を

		この体制がとれない限り、食料の安定生産や人及び環境への悪影響を防止できなくなる。これは国民生活及び社会経済の安定に重大な影響を与えるものであり、国が負っている食の安全、消費者の信頼性確保を担保できない。	国、農業のメスはこの体制がとれない限り、食料の安定生産や人及び環境への悪影響を防止できなくなる。これは国民生活及び社会経済の安定に重大な影響を与えるものであり、国が負っている食の安全、消費者の信頼性確保を担保できない。	5 仮に本事業が廃止された場合、飼料等の安全性の確保ができなくなり、食料の安定生産や畜水産物の安全性確保が図れなくなる。これは国民生活及び社会経済の安定に重大な影響を与えるものであり、国が負っている食の安全、消費者の信頼性確保を担保できない。	本事業のメスに重大な影響を与えることとなるため、国が負っている食に対する消費者の信頼の確保を担保できない。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務 〔独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第10条（業務の範囲）第1項第7号並びに第2項第2号及び第5号において規定〕	主要業務 〔独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第10条（業務の範囲）第1項第7号及び第2項第3号において規定〕	主要業務 〔独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第10条（業務の範囲）第1項第7号から第10号まで及び第2項第4号において規定〕	主要業務 〔独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第10条（業務の範囲）第1号から第6号まで及び第2項第1号において規定〕
	事業開始からの継続年数	肥料の検査: 60年(昭和22年4月～) 土壌改良資材の検査: 22年(昭和60年5月～)	農薬の登録検査: 60年(昭和22年6月～)	飼料の検査: 54年(昭和28年10月～) 飼料添加物の検査: 31年(昭和51年7月～)	JAS法に基づく農林物資の検査: 37年(昭和45年6月～)
	これまでの見直し内容	1 肥料の検査については、肥料取締法の制定以後、20回にわたる法律改正に伴い見直しを実施している。 具体的には、昭和59年には指定配合肥料の届出制、平成11年には、汚泥肥料が国への登録となる中、これらの肥料の検査を厳格に実施するため、検査体制の見直し、重点化を実施している。 2 土壌改良資材の検査については、地力増進法の制定以後、3回にわたる法律、政令の改正に伴い見直しを実施している。 具体的には、昭和61年に木炭及びバーミキュライト、平成5年にバークたい肥及びけいそう土焼成粒、平成8年にVA菌根菌資材が政令改正により新たに指定された事を受け、これら	1 農薬の検査については、農薬取締法の制定以後、24回にわたる法律改正に伴い見直しを実施している。 2 具体的には、昭和46年の改正により、国民の健康保護及び生活環境の保全の観点からの検査強化がなされ、また平成14年の改正により無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止のほか、使用者に対する使用基準の遵守の義務づけ等がなされた事を受け、検査業務の重点化、農薬残留検査課の設置等の組織体制の見直し等により、2度にわたる農薬取締法の抜本的改正に適切に対応している。	1 飼料等の検査については、飼料安全法の制定以後、12回にわたる法律改正に伴い見直しを実施している。 2 具体的には、平成14年には牛海綿状脳症対策特別措置法に伴う改正、平成15年には、特定飼料等製造業者等が登録制となった事を受け、検査等の体制を見直し、有害物質を含むおそれの高い飼料等への検査の重点化を実施している。	1 農林物資の検査については、JAS法の改正などに伴い見直しを実施している。 2 具体的には、全ての食品の表示の義務化、加工食品の原料原産地表示の拡大、認定事業者に対する監視から認定事業者を認定・監査する登録認定機関の監視業務へのシフト等適切に対応している。 3 最近では、平成18年に、不正な食品表示や違法なJASマーク使用の監視・取締を強化するため規格指導部及び表示監視部を設置した。 4 また、消費者対応業務の社会的ニーズの高まりを受けて、平成3年に農林規格検査所から農林水産消費技術センターに

			の土壌改良資材の検査を厳格に実施するとともに、集中的な検査を行うことにより効率化を図ってきた。		改組し、消費者情報部を設置、平成15年に本業務の強化のため同部を改組した。
					5 さらに、全ての事務所で実施していた調査研究を平成18年度から本部及び神戸センターに集約するとともに、調査研究の課題を社会的ニーズの高い食品表示の真正性に係るものに重点化し、ネギ及びショウガの原産国判別やマグロ属魚類の原産地判別技術などを開発した。
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	国の重点施策との整合性	1 肥料の検査等業務は、肥料取締法に基づく国の登録や行政処分的前提として行っているものである。これらは、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に定める食品の安全性を確保するための国の施策の一部として実施しているところである。	1 農薬取締法に基づく登録や行政処分的前提として行っているものである。これらは、食品安全基本法に定める食品の安全性を確保するための国の施策の一部として実施しているところであり、本事業は国の重点施策と整合している。 (具体的には、同法第11条第3項において施策の策定に係る基本的な方針として行われる食品健康影響評価は、「その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行わなければならない。」とされている。)	1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく行政処分的前提として行っているものであるが、これらは、食品安全基本法に定める食品の安全性を確保するための国の施策の一部として実施しているところである。	1 平成13年の我が国で初めてのBSEの発生、その後の相次ぐ偽装表示等国民の食の安全・安心への信頼が大きく損なわれ、食品安全行政が大きく見直された。このような中で、本事業は、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)で定められている食品表示の信頼確保のための食品表示の監視の充実、農場から食卓までのリスク管理の徹底などリスク分析に基づいた食の安全確保、消費者に農産物・食品の情報を伝えるため、JAS規格や表示の充実、DNA分析技術の活用等による食品表示の適正化などの消費者の信頼の確保といった行政施策を、国と綿密な連携を図りつつ行っている。
		2 また、土壌改良資材の検査等業務は、地力増進法に基づく表示や罰則の前提となり、効率的かつ効果的な立入検査を実施している。	2 本事業は安全性の評価を行うために必要な試験成績を精査するとともに、設定された残留農薬基準を遵守できるような農薬の使用基準案を策定するなど、食品安全基本法及び農薬取締法に規定される国の責務を着実に果たすための業務として不可欠なものである。	2 さらに、国が実施するBSEまん延防止対策、飼料中の有害物質等に起因する食品を通じた消費者の健康被害の防止対策の一環として実施するもので、その専門的知識を活用し、反すう動物由来たんぱく質の混入の有無の検査や飼料工場等における飼料の安全性管理の徹底等を指導している。	2 本年に入ってから、はちみつに異性化液糖等を混合した製品に「純正はちみつ」と不正に表示して販売した事件、豚肉ミンチを牛肉ミンチと偽装して流通・販売した事件などが相次いで発生している。
		3 なお、センターの中期計画において、肥料の登録基準となる公定規格の肥効試験及び農産物への安全性確保の適正評価手法確立業務、立入検査においては有害成分を含むおそれの高い汚泥肥料等の生産業者への重点化を図ることとしている。	3 なお、中期目標においても、残留農薬基準のポジティブリスト化に伴う既登録農薬の再評価や水質汚濁に係る登録保留基準の強化等の行政措置等の対応を適切に実施することとされており、これら重点的な施策を	3 また、近年、魚粉のマラカイトグリーン汚染問題が発生したことから、農林水産省が実施したマラカイトグリーン等の養食用飼料等への混入調査を受け、魚粉製造事業場等に緊急立入検査や収去した飼料の分析を実施し、農林水産省に報告している。	3 このような事態に対応するため、国の要請により重点調査や緊急調査を実施するとともに、農林水産省と連携して、事業者への立入検査や任意調査を行
		4 本年度においても、基準を超えた有害重金属が混入した肥料の流通などが相次いで発生する中、安全性に重点をおいた検査を充実しているところである。 このことにより、センターは肥料等の安全性の確保という国		4 このほか、安全性未確認の遺伝子組換え飼料の輸入問題等の飼料の安全性を脅かす事案が発生しているところである。	

		国民の生命及び財産の保護と直結する重要な施策を国と一体となって実施している。	国と一体となって実施している。	これらに対しても、実際に飼料工場等へ立入検査等、指導を実施しており、飼料の安全性の確保という国民の生命及び財産の保護と直結する重要な施策を国と一体となって実施している。	など国の重点的な施策と密接な連携を取って対応している。
	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	・受益者:特定の者ではなく、広く国民一般 ・負担者:国(からの財政支出)	・受益者:特定の者ではなく、広く国民一般 ・負担者:国(からの財政支出)	・受益者:特定の者ではなく、広く国民一般 ・負担者:国(からの財政支出)	・受益者:特定の者ではなく、広く国民一般 ・負担者:国(からの財政支出)
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	88.9% 〔国費:873,329千円〕 〔事業費:982,598千円〕	100.0% 〔国費:932,518千円〕 〔事業費:932,548千円〕	87.5% 〔国費:1,021,328千円〕 〔事業費:1,167,631千円〕	88.9% 〔国費:5,950,814千円〕 〔事業費:6,690,825千円〕
	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載
	諸外国における公的主体による実施状況	肥料及び土壌改良資材の検査は、多くの諸外国においても公的な機関(公務員)が実施している。 具体的には、肥料について、米国(州政府)やEU諸国等で公的な機関が立入検査を実施している。また、土壌改良資材についてもカナダ等の諸外国で公的な機関が立入検査を実施している。 ・米国:各州の検査機関(例:加州政府農業部) ・英国:環境・食料・農村地域省(DEFRA) ・カナダ:国(検査官及び分析官)	1 農薬については、法に基づく販売・輸入前の登録検査制度が世界標準となっており、農薬に関する、各国の販売・輸入前の登録検査の調和作業が行われている。 2 農薬登録検査のために提出する試験成績については、WTOのTRIPS協定第39条の3により知的財産として保護されており、この義務を果たすためにも、登録検査は公的な機関が実施している。 3 また、EUでは、まず原体(有効成分)をEUとして共同で登録検査し、そこで使用が認められた原体を含む農薬製剤を加盟各国政府が国内登録している。なお、農薬は国際商品であるため、EUのような共同評価方式を世界的に拡大した登録検査の合理化が進められており、このため規制当局と検査部門が常に一体となって議論しており、この面でも検査部門は公務員	1 飼料等の検査は、多くの諸外国においても公的な機関(公務員)が実施している。具体的には、飼料においても、米・EU諸国等で公的な機関が立入検査を実施している。 2 また、OECDで採択された優良試験施設規範(GLP)に基づく飼料添加物試験施設の規範への適合性に係る査察データは、日本・EU間の協定に基づいて相互に承認することになっており、EU側の査察は国家公務員により実施されている。 ・米国:米国健康福祉省(DHHS)の食品医薬品局(FDA)及び州政府 ・英国:環境・食料・農村地域省(DEFRA) ・ドイツ:連邦消費者保護食糧農業省(BMVEL)及び州機関	米国、カナダ等においては、食品表示監視業務及びリスク管理のための分析検査は、中立性、公平性及び秘密性が求められることから、国又は非省庁公共団体(英国)(non-department public body)等の公的な機関が実施している。 【食品表示監視】 ・米国: (肉類):農務省(USDA)の機関であるFood Safety and Inspection Service(FSIS) (農産物):食品医薬品局(FDA)の機関であるCenter for Food Safety and Applied Nutrition(CFSAN) ・フランス:消費競争不正抑圧総局(DQCCRF) ・ドイツ:連邦各州 ・カナダ:カナダ食品検査庁(CFIA) 【リスク管理のための分析検査】 ・米国:食品医薬品局(FDA)の

			が担っているところである。 4 農薬登録のために各国政府に提出される試験成績の相互承認も必要であるが、これはOECDで採択されたGLP基準(優良試験所規範)に基づき行われている。このための試験施設への査察は、世界的に国自身又は国の下にある公的な機関によって行われている。 ・米国:環境保護庁(EPA) ・英国:環境・食料・農村地域省(DEFRA)農薬安全局 ・ドイツ:連邦消費者保護食糧農業省(BMVEL)		機関であるCenter for Food Safety and Applied Nutrition(CFSAN) ・英国:公的機関である非省庁公共団体(non-department public body)の残留農薬委員会(PRC:Pesticide Residues Committee) ・ドイツ:連邦消費者保護食糧農業省(BMVEL)の機関である連邦リスク評価研究所(BfR)
	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	1 本事業は、「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野、及び「消費者の視点を大切に、国民の健康を守ることが重要である」という考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること」という政策分野全体の目指す姿を実現するため、国との強力な連携のもと、肥料、土壌改良資材の検査を実施している。 2 本年度においても、基準を超えた有害重金属が混入した肥料の流通などが相次いで発生し、これらへの適切な対応が求められており、ますます、当法人の業務の重要性が高まっている。 3 このような中、検査等により、食の安全、消費者の信頼の確保に貢献しているところであり、毎年度実施される評価委員会等でも、各セグメント毎のコスト等を示した上で、適正に業務を実施しているとの評価を得ている。 以上のことから、本事業は	1 本事業は、「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野、及び「消費者の視点を大切に、国民の健康を守ることが重要である」という考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること」という政策分野全体の目指す姿を実現するため、国との強力な連携のもと、農薬の登録検査等を実施している。 2 大臣の命に基づく農薬の登録検査等を遅滞なく実施し、農薬生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に貢献しているものである。 3 また、毎年度実施される評価委員会等でも、財務諸表等によりコスト等を示した上で、適正に業務を実施しているとの評価を得ている。 以上のことから、本事業は財政支出に見合う効果が発揮されているものと考えられる。	1 本事業は、「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野、及び「消費者の視点を大切に、国民の健康を守ることが重要である」という考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること」という政策分野全体の目指す姿を実現するため、国との強力な連携のもと飼料等の検査を実施している。 2 本年度においても、輸入乾牧草の残留農薬汚染問題、魚粕のマラカイトグリーン汚染問題などが相次いで発生し、これらへの適切な対応が求められており、ますます、当法人の業務の重要性が高まっている。 3 このような中、検査等により、食の安全、消費者の信頼の確保に貢献しているところであり、毎年度実施される評価委員会等でも、各セグメント毎のコスト等を示した上で、適正に業務を実施しているとの評価を得ている。 以上のことから、本事業は	1 本事業は、「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野、及び「消費者の視点を大切に、国民の健康を守ることが重要である」という考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること」という政策分野全体の目指す姿を実現するため、国との強力な連携のもと食品表示の検査、消費者からの情報収集や情報提供、食品のリスク管理のための分析検査、食品の検査技術に係る調査研究を実施している。 2 本年度においても、はちみつに異性化液糖等を混合した製品に「純正はちみつ」と不正に表示して販売した事件、豚肉ミンチを牛肉ミンチと偽装して流通・販売させたとのマスキ報道などが相次いで発生し、これらへの適切な対応が求められており、ますます、本事業の重要性が高まっている。 3 このような中、検査等により、食の安全、消費者の信頼の確保に貢献しているところであ

					財政支出に見合う効果が発揮されているものと考えられる。
					4 また、調査研究の課題選定やその成果については、毎年度、外部有識者を含む委員会を開催して検討を行うとともに、毎年度実施される評価委員会等でも、各セグメント毎のコスト等を示した上で、適正に業務を実施しているとの評価を得ている。 以上のことから、本事業は財政支出に見合う効果が発揮されているものと考えられる。
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を図るため、国の責任で実施すべき業務である肥料等の検査であり、肥料取締法に基づく登録や肥料取締法及び地力増進法に基づく行政処分の前提として行っているものであることから、これらの事業を適切に実施することは、真に不可欠である。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を図るため、国の責任で実施すべき業務である農薬の検査であり、農薬取締法に基づく登録や行政処分の前提として行っているものである。これらは、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に定める食品の安全性を確保するための国の施策の一部として実施しているものであることから、これらの事業を適切に実施することは、農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全のために真に不可欠である。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を図るため、国の責任で実施すべき業務である飼料等の検査であり、飼料安全法に基づく行政処分の前提として行っているものであることから、これらの事業を適切に実施することは、真に不可欠である。 2 H18年度においても、農林水産省が実施したマラカイトグリーン等の養魚用飼料等への混入調査を受け、魚粉製造事業場、養魚用飼料製造事業場等に緊急立入検査や収去品の分析を実施するとともに、収去した飼料の分析を実施し、農林水産省に報告するなど、農林水産省と連携し、食の安全、消費者の信頼確保を図ったところである。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を図るため、「食料・農業・農村基本計画」の一環として、国の責任で実施すべき業務である食品表示の検査、消費者からの情報収集や情報提供、国の行う食品のリスク管理のための分析検査、食品の検査技術に係る調査研究等であり、JAS法に基づく行政処分の前提等として行っているものであることからこれらの事業を適切に実施することは、真に不可欠である。 2 本年度においても、農林水産省と連携して、はちみつ商品の重点調査や牛挽肉加工品の緊急調査を実施するとともに、事業者への立入検査や任意調査を行っている。実施し、これらの結果を踏まえて国による行政処分が行われ、また、調査結果や処分の結果がプレス発表されることにより、食の安全、消費者の信頼確保を図ったところである。	

事務・事業の見直し案（具体的措置）	生系のJAS規格による格付業務を、平成21年2月28日限りで廃止する。			
	統合によるメリットを早期に発揮することにより、 ・3本部12地方組織を1本部5地方組織に再編し、効率的に業務を行うなど、組織体制を見直した。さらに、平成20年度末までに神戸センターの大阪事務所及び岡山事務所を廃止する。 ・平成22年度末までに、一般管理部門の要員が全体に占める割合を3ポイント程度低下、検査等業務に従事する要員を同じく2ポイント程度向上させ、検査等業務への重点化を図ることとする。 ・生産資材から食品までの一連の過程における安全性に係る情報を消費者、事業者等に対して一元的に提供する。 ・検査分析能力の向上を図るため、旧3法人の技術的知見を活用するとともに、法人全体で計画的に研修を実施し、職員の検査能力の高位平準化を促進する。（平成19年度において、牛ミンチ偽装事件に迅速に対応するため、肥飼料検査部門が有する畜種判別技術を活用） ・ISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の認定維持、認定範囲の拡大を図るとともに、スケールメリットを活かした精度管理等を実施し、継続的に検査・分析能力の向上を図ることとする。（平成18年度において、遺伝子組換え大豆及び大豆加工品の遺伝子分析（PCR法）による検査分析の認定を日本で初めて取得し、実験室の精度管理を向上） ・職員を重点的に投入できるよう、プロジェクトチームの設置やスタッフ制を拡大する等により、緊急時や繁忙時に機動的かつ柔軟な業務運営を行う。（平成19年度において、牛ミンチ偽装事件に迅速に対応するため、プロジェクトチームを設置し、緊急調査を実施） ・平成22年度に、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。			
	行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	—	—	—
	理由	—	—	—

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	否
	可	事業性の有無とその理由	—	—	—	—
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—	—	—	—
		民営化に向けた措置	—	—	—	—
		民営化の時期	—	—	—	—
	否	民営化しない理由	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼の確保を図るものであり、これは、国の基本的責務であることから、国との強力な連携のもと肥料及び土壌改良資材の検査を行っている。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼の確保を図るものであり、これは、国の基本的責務であることから、国との強力な連携のもと農薬の検査を行っている。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼の確保を図るものであり、これは、国の基本的責務であることから、国との強力な連携のもと飼料等の検査を行っている。	1 本事業は、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼の確保を図るものであり、これは、国の基本的責務であることから、国との強力な連携のもと食品表示の検査、消費者からの情報収集、情報提供、食品のリスク管理のための分析検査、食品の検査技術に係る調査研究等を行っている。
			2 このため、その受益者は広く一般国民であり、国からの財政支出への依存度が高いことから民営化することは困難である。	2 このため、その受益者は広く一般国民であり、国からの財政支出への依存度が高いことから民営化することは困難である。	2 このため、その受益者は広く一般国民であり、国からの財政支出への依存度が高いことから民営化することは困難である。	2 このため、その受益者は広く一般国民であり、国からの財政支出への依存度が高いことから民営化することは困難である。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 検査検定 g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 検査検定 g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 検査検定 g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 検査検定 g徴収、hその他
	可	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	否
		入札種別（官民競争 / 民間競争）	—	—	—	—
		入札実施予定時期	—	—	—	—
		事業開始予定時期	—	—	—	—
		契約期間	—	—	—	—
	否	導入しない理由	1 肥料及び土壌改良資材においては、副産物や廃棄物の混合物として製造されるものが多く、品質が不安定であるうえ有害成分が混入しやすく、安定で均質な原料の供給が困難な場合も多いため、規格上定めていない有害成分を含むおそれがあることから、立入検査から収去・集取品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されている。 2 また、安全性に疑義が生じた場合には、製品の出荷停止を現場で指示する場合もあり、国の指示を受けて国と密接な連帯を図りつつ実施することが不可欠である等のことからコストを決めた入札には馴染まない。 3 さらに、行政処分や罰則の前提であり、公権力の行使を伴うものであることから、中立・公正性が強く求められるものである。 4 以上のことから行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	1 農薬の登録検査及び立入検査は、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図る観点から行われるものであり、厳格・厳正な検査の実施が必要であるとともに、行政処分につながる公権力の行使を伴うものである。また、農薬に起因した事故等が発生した場合、被害の拡大を防止するため、国と連携した早急な対応が必要となることから、国と一体的に行う必要がある。 2 また、農薬の安全性に対しては、その多くが新規に合成された化学物質であるという特性から、国民の間に不安感のあることが否定できない現状に鑑み、中立公正性が確保されている機関での検査の実施は言うまでもなく、その中立公正性が国民の目から見て明白な業務実施形態で行われることが必要である。 3 一方、農薬は国際商品であることから、その貿易を円滑にするため、各国の農薬検査基準について国際調和が求められているところである。このための作業については、規制当局と実際の検査機関が一体となることではじめて可能となる。	1 飼料等においては、原料の生産状況から残留農薬等の有害物質が混入する可能性があり、立入検査から収去品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されている。 2 また、安全性に疑義が生じた場合には、製品の出荷停止を現場で指示する場合もあり、国の指示を受けて国と密接な連帯を図りつつ実施することが不可欠である等のことからコストを決めた入札には馴染まない。 3 今般の有害物質であるマラカイトグリーンが飼料に混入した事例については、緊急の立入検査や収去した飼料の分析を行うなど、国と一体的に実施したところである。 4 さらに、行政処分や罰則の前提であり、公権力の行使を伴うものであることから、中立・公正性が強く求められるものである。 5 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施す	1 食品の検査は、食品等事業者に対して公権力を伴う検査等を実施するものであり、行政判断の根拠（前提）となること、命令などの行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無については、一定の判断基準により統一的に全国の事業者に検査等を実施することが必要なこと、食品事業者等に対して、強制的に立入り、製品や書類の検査等を行う業務であり、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること、被検者からの隔離により公正中立性の確保が求められること、迅速かつ中断なく確実に実施される必要があること、等の特性を有するものである。 2 さらに、国の行うリスク管理のための有害物質の分析検査業務は、飲食料品等の汚染の状況を把握し、汚染がある場合にはその原因の特定、必要となる早急な対策を迅速に、かつ、中断なく確実に実施される必要があること、不正な食品表示を取り締まるための食品表示110番を通じた情報収集及び提供に当たっては、情報提供を行う者自身の情報の守秘、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性が求められること、等

今後の対応

				しは困難である。	しは困難である。	しは困難である。	しは困難である。	しは困難である。
				4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容							
	移管	移管の可否		否	否	否	否	否
		可	移管先	—	—	—	—	—
			内容	—	—	—	—	—
			理由	—	—	—	—	—
		否	移管しない理由	当法人が実施する肥料及び 土壌改良資材の検査等業務と 類似の業務を実施している他法 人は無い。	当法人が実施する農薬の検 査等業務と類似の業務を実施 している他法人は無い。	当法人が実施する飼料及び 飼料添加物の検査等業務と類 似の業務を実施している他法人 は無い。	当法人が実施する食品の検 査等業務と類似の業務を実施 している他法人は無い。	当法人が実施する食品の検 査等業務と類似の業務を実施 している他法人は無い。
	一体的 実施	一体的実施の可否		否	否	否	否	否
		可	一体的に実施する法人等	—	—	—	—	—
			内容	—	—	—	—	—
			理由	—	—	—	—	—
		否	一体的実施を行わない理由	統合前の旧農林水産消費技術センターは、食品表示の監視業務やJAS法に基づく立入検査等の業務を、旧肥飼料検査所は肥料、土壌改良資材、飼料、飼料添加物の検査や肥料取締法、地力増進法、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を、旧農薬検査所は農薬取締法に基づく農薬の登録検査や立入検査等の業務を別々に実施してきたところであるが、平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、これら3法人が実施してきた業務を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保をより効果的・効率的に実施する観点から、本年3月の国会での審議を経て、本年4月1日に3法人が統合し、国が行う施策を技術的側面から担う機関として新たに農林水産消費安全技術センターが発足したところである。				

< 組織関係 >

	非公務員化の可否	否
(5) 特定独立 行政法人関係	理由	1 センターは、旧3法人に対する、平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、本年3月の国会での審議を経て、旧3法人の業務を全て引き継ぐ形で統合し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を技術的側面から担う機関として本年4月1日に発足した法人である。 また、当該見直しにおいて、その業務の停滞が国民生活又は社会の経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められることから、民営化、廃止又は特定独立行政法人ではない独立行政法人化などの措置はなされなかったものである。 2 肥料及び土壌改良資材関係事業、飼料及び飼料添加物関係事業 (1)肥料取締法に基づく肥料の登録の申請に対する調査は、国が行う肥料登録の前提として行っているものであり、中立公正な立場で厳格に実施する必要がある。 (2)肥料取締法・地力増進法及び飼料安全法に基づく肥料・土壌改良資材・飼料及び飼料添加物の立入検査は、生産業者等に対し無通告で実施し、原料や製品の所有権の有無に係わらず無償でサンプルを収去又は集取するものであり、更には、緊急時における製品の出荷停止を現場で指示する場合もあり、強制力を持つものである。 また、立入検査等を実施して得られた製造方法及び生産・出荷等に関する情報は、企業秘密に属するものであり厳重な秘密保持が求められている。万一、情報が漏洩した場合には、検査を受ける者と信頼関係が損なわれ、理解・協力を得ることが出来なくなり、結果として肥料、土壌改良資材、飼料等の品質保全に支障を生じることとなる。 さらに、飼料添加物試験施設の優良試験施設規範への適合性に係る査察については、日本とEUとの間の協定に基づいて、適合した試験施設で得られたデータを相互に承認するものであるが、EUにおける査察は国家公務員により実施されていることを踏まえ、国際的な信用を失うことがないよう、国家公務員が対応する必要がある。 (3)以上のことから、肥料・土壌改良資材・飼料等の検査等について、効果的な業務を実施するためには、役職員が公務員の身分を有する必要がある。 3 農薬関係事業 (1)農薬取締法に基づく規制は、同法に基づき安全性が確認された農薬以外の農薬の製造又は輸入に対し罰則を科するという私権の制限に結びつく公権力の行使を伴うものである。 (2)また、登録検査及び立入検査については、企業秘密に属する情報を扱うことから厳重な秘密保持が求められることに加え、立入検査については、無通告で行われることから、被験者の理解と納得が即座に得られることが必要である。 (3)一方、農薬は国際的に流通する商品であることから、農薬に係る各種制度やその運用についての国際調和が求められているが、こうした国際調和の作業は農薬登録に係る幅広い専門知識を有する者が国と一体的に対応することではじめて可能である。このため各国とも、農薬登録を中心とする規制体制は、国又は国の下にあるエージェンシー (Agency) が国と一体となって取り組んでいるところであり、このことは、欧米諸国の例(米国環境保護庁、ドイツ連邦消費者保護食糧農業省、英国環境・食料・農村地域省農薬安全局等)からも明らかである。 (4)仮に公務員の身分を有さないものに行わせるとした場合、登録検査が中立公正な立場から実施されていることが、国民の目からみて明白な業務実施形態でなくなることになる。 (5)以上のことから、農薬の検査等について、効果的な業務を実施するためには、役職員が公務員の身分を有する必要がある。

		4 食品等関係事業 (1) 食品は、人が生きていく上で欠かせないものであり、国民生活にとって極めて重要なものであることから、国の基本的責務として安全な食品を安定的に供給し、消費者の食に対する信頼の確保を図ることが強く求められている。 (2) このため、当該法人は国と密接な連携を図りつつ、JAS法に基づき定められた食品の品質表示に関する基準等を厳正に運用する観点から、農林水産大臣からの指示に基づく立入検査等の業務を実施しているところであるが、これらの業務については、偽装表示が疑われる食品事業者に対し、指示、命令などの措置を講じるため行われる立入検査や任意調査は、証拠隠滅のおそれがあることから迅速かつ実効性のある対応が必要である 立入検査等の対象は、法律上何らの許認可も受けていない一般の食品事業者等(全国で約55万事業者)であり、その実施に当たっては、厳重な秘密保持など被検者の理解と納得が即座に得られることが必要である(即座に得られない場合は、疑義業者である被検者に証拠隠滅の時間的余裕を与えることとなる) などの性格を有するものであり、中立公正な立場で厳格に実施することが必要である。 (3) 以上のことから、食品の検査等について、効果的な業務を実施するためには、役職員が公務員の身分を有する必要がある。
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	(1) 神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。 (2) 札幌センター小樽事務所を平成22年度末までに廃止する。
	理由	1 センターは、旧3法人に対する、平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、本年3月の国会での審議を経て、旧3法人の業務を引き継ぐ形で統合し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保を技術的側面から担う機関として本年4月1日に発足した法人であり、当該見直しにおいて、その業務の停滞が国民生活又は社会の経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められることから、民営化、廃止又は特定独立行政法人ではない独立行政法人化などの措置はなされなかったものである。 2 また、旧3法人の統合に伴い、3本部12地方組織を1本部5地方組織に組織体制を再編したところであり、さらに、神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。 3 今般、サービス水準を低下させることなく、業務の効率化を図る観点から組織面において見直しを行い、札幌センター小樽事務所を平成22年度末までに廃止する。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		給与水準、人件費に関する情報については「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき農林水産省及び農林水産消費安全技術センターのHP上で公表を行っている。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・ 学歴構成によるラスパイレース指数)	旧農林水産消費技術センター 100.0、旧肥飼料検査所 103.0、旧農薬検査所 101.9 (上記ラスパイレース指数は、平成18年度分であり、役員を除く事務・技術職員を対象)
		人件費総額の削減状況	平成17年度決算額4,886,806千円に対する平成18年度の削減額は 210,825千円
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	平成19年4月に旧3法人が統合したメリットを発揮する観点から、 3本部12地方組織を1本部5地方組織に再編 旧3法人合同での研修の実施するなど業務運営能力を向上 平成18年度から専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業、アンケート調査票の発送及び回答の集計作業、専門知識を要しない外国文献の翻訳について、外部委託(アウトソーシング)の実施による業務効率化 旧農林水産消費技術センターが購入予定であった蛍光X線装置について、旧肥飼料検査所の保有する同装置を活用することにより、その購入を取りやめるなど分析機器等の利用の効率化 緊急時や繁忙時に迅速かつ柔軟に対応するため、プロジェクトチームの設置やスタッフ制を拡充 等の措置により、業務運営の効率化による経費の抑制を図った。
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	設定時期:平成19年4月1日 内容: 本中期目標期間における各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対事業年度比で一般管理費を3%、業務費を1%抑制する。 さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う一般管理部門の合理化及び効率化、検査業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発揮することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。
	民間委託による経費節減の取組内容		民間委託による経費節減については、 庁舎管理における警備員、清掃人等の職員は配置しておらず、警備、清掃、設備の点検保守等は、既に民間委託を実施している。 農林水産省行政効率化推進計画において公用車の効率化が求められていることから、使用頻度の低い公用車については処分し、タクシーやレンタカーなど代替手段を活用することとしている。 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業、アンケート調査票の発送及び回答の集計作業、専門知識を要しない外国文献の翻訳について、既に民間委託を実施している。 また、中期目標において、上記以外の業務についても民間委託を行う方が効率的な業務を整理し、当該業務の民間委託を図ることとしたところであり、新たに、メールマガジンの配信業務、広報誌の編集及び配布業務の民間委託を実施することにより、更なる経費削減を図ることとしている。
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		会計システムの導入、LAN・VANの活用により、業務運営の効率化を図っているところであるが、今後とも、業務運営の効率性の向上を図るため、情報通信技術の活用について引き続き検討することとしている。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		農林水産消費安全技術センターは、助成事業、金融業務等を行っているものではなく、収入の殆どが運営費交付金及び施設整備費補助金であり、それらにより人件費や検査・分析業務等の費用をまかなっていることから、資金の流れ等の情報として年度計画、中期計画や財務諸表、契約状況等をホームページで公表している。(18年度までは旧法人、19年度以降は新法人の内容を公表)			
	見直しの方向		引き続き、適切に関連情報を公表することとする。			
	関連法人	名称				合計
		契約額	該 当 な し			
		うち随意契約額(%)				
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)				
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙(関連法人以外の契約締結先)に記載			合計
		契約額				
		うち随意契約額(%)				
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)				
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載					

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	中期目標については、業務運営の効率化に関する事項、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、財務内容に関する事項について、国民からみて分かり易く、かつ、事後的な業績評価を実施する際に十分機能するよう具体的な指標を適切に設定している。
	今後の取組方針	引き続き、具体的指標を設定するなど、適切に中期目標を策定する。
(2) 国民による 意見の活用	現状	旧農林水産消費技術センターにおいては、法人の運営、中期目標の達成状況について国民の意見を吸い上げ、業務運営の改善を定期的に行うため、毎年度外部有識者を含めた業務評価委員会を開催し、前年度の業務実績の評価結果及びこれへの対応状況等について点検・評価を行ってきたところである。
	今後の取組方針	引き続き、外部有識者を含めた業務評価委員会を設置し、法人全体の運営、評価に活用する。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	法令遵守等に関する内部統制を整備するため、食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施することなどを宣言した行動理念を策定するとともに、PDCAサイクルによる業務の改善及び効率化を図るため、業務運営を横断的に監査する専任の部署を設置した。 また、旧農林水産消費技術センターにおいては、業務運営の体制整備を図るため、毎年度、理事長のトップマネジメントを発揮し、マネジメントレビューを実施している。
	今後の取組方針	(1) 法令遵守等に関する内部統制を整備するため、コンプライアンスの推進、法令遵守状況の監査等を実施するため、全ての業務の内部監査を実施するとともに、外部有識者を含めた委員会により業務の適正化を維持・向上 行動理念に基づいた役職員の行動方針の策定及び役員部長会を通じたその周知等に取り組むこととする。 業務運営の体制整備を図るため、理事長のトップマネジメントを発揮し、旧農林水産消費技術センターにおいて実施していたマネジメントレビューを法人全体について実施する。 センターの行った業務についての苦情を全国で受け付け、理事をトップとした委員会により、問題点、改善策などの検討を行い、その結果について役員部長会議やLAN等を通じ、職員に周知を図ることとする。 (2) 契約事務の適正化を図る観点から、既に設置している契約審査委員会に加え、入札監視委員会を設置する。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	主要な事務・事業ごとのセグメント管理を行っている。セグメント情報については、ホームページ等で公表している。また、統合前の各法人においては、各年度の事業実績評価に当たって、各セグメント毎のコスト等を提示するなど業務運営の効率化等の取組を実施している。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	肥料及び土壌改良資材関係、農薬関係、飼料及び飼料添加物関係、食品関係などの主要な事務・事業ごとのセグメント管理を行っている。
	今後の取組方針	引き続き主要な事務・事業ごとのセグメント管理を行うとともに、セグメント情報を自立的な運営及びその効率化に役立てることに、事務・事業の効率性等の評価を実施する。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容 (平成 1 8 年度実績)		財源	金額
	共同研究資金		件数	
	利用料		電柱施設及び自動販売機設置に係る貸付料	3 4 千円
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数 種類	
	その他		JAS法に基づく格付業務、飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務、食品等依頼検査手数料収入及び講習事業収入等	4 0 , 9 1 9 千円
	計			4 0 , 9 5 3 千円
	見直し案		講師派遣や依頼検査の手数料等について、適宜、見直しを実施しているところであり、今後とも、必要に応じて見直しを行う。 また、中期目標において、自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)を平成18年度予算を基準として、毎事業年度1%以上の増額を図ることとしており、平成20年度概算要求においても、自己収入を増額することとして要求している。 なお、寄附金の積極的な募集などについては、センターは事業者に対する立入検査など中立公正性が求められる取締業務を行っており、寄附金の積極的な募集をした場合、事業の中立公正性に強い疑念を抱かれる恐れがあることから、適当ではない。	
(6)情報公開の取組状況		最近改善した例	平成18年度から、評価結果の役員人事、法人の運営、予算への反映について、「評価結果の主要な反映状況」としてインターネット上で公表することとした。	
		今後改善を予定している点	独立行政法人通則法や情報公開法に基づきセンターの組織、業務及び財務等に関する情報について、今後も業務の透明性の確保に努めていく。	
その他			—	

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	農林水産省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（措置済み、対応中、未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
農林水産消費安全技術センター	資産債務型・特定事業執行型[その他(医療・福祉・検査・審査等)]	共通	平成17年度	3法人の事務・事業の一体的実施(平成17年度)	政独委		「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案」を平成19年第166回通常国会に提出、成立済み(平成19年度)
				地方組織の事務・事業について統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営	政独委		平成19年4月の統合時に3本部12地方組織を1本部5地方組織に統合再編(平成19年度)
		肥料及び土壌改良資材関係事業		有害成分を含有するおそれの高い肥料の検査等業務の充実(平成14年度)	政独委		検査等の質を確保しつつ、有害成分を含有するおそれの高い肥料への検査業務を充実(平成15年度)
				業務の質の向上及び効率化の効果的な推進(平成15年度)	政独委		実験室の改修、機器の整備等、業務環境を充実(平成16年度)
				肥料のリスク管理に従事する職員の適正な配置(平成16年度)	政独委		業務量を的確に把握し、常勤職員の縮減と併せて適切に配置(平成17年度)
		農薬関係事業		農薬検査期間の削減についての算定方法の見直し(平成14年度)	政独委		事業年度を跨ぐ検査の検査期間の明確化(平成15年度)
				生態影響、環境基準等に係る検査業務に従事する職員の適正な配置(平成16年度)	政独委		業務量を的確に把握し、常勤職員の縮減と併せて適切に配置(平成17年度)
		飼料及び飼料添加物関係事業		業務の質の向上及び効率化の効果的な推進(平成15年度)	政独委		共同研究による検査技術開発、研修等による質の向上並びに検査分析の合理化(平成16年度)
				飼料のリスク管理に従事する職員の適正な配置(平成16年度)	政独委		業務量を的確に把握し、常勤職員の縮減と併せて適切に配置(平成17年度)
		食品等関係事業		7地域センター毎の業務実績、財務情報等の把握・分析(平成15年度)	政独委		業務の質の向上及び効率化が効果的な推進ができるよう必要な情報を把握・分析(平成16年度)
				リスク情報収集等業務に従事する職員の適正な配置(平成16年度)	政独委		業務量を的確に把握し、常勤職員の縮減と併せて適切に配置(平成17年度)

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	アーバントラスト(有)	アサヒプリテック(株) 北関東営業所	アシストマイクロ(株)	旭電気(株)	あずさ監査法人	(株)池田理化
	契約額	3,045,000	1,279,005	11,269,650	1,033,200	3,990,000	3,475,500
	うち随意契約額(%)	100%	100%	12%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	(株)大熊	医療法人大宮シティ クリニック	沖電気工業(株)	(株)小畑ラボ・テック	(株)カワニシ	川口薬品化学(株)
	契約額	3,045,000	3,290,321	3,196,200	1,155,000	1,015,000	35,365,511
	うち随意契約額(%)	100%	100%	100%	100%	100%	83%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	神田通信機(株)	管清工業(株)神戸 営業所	(株)京伸	(株)共立鑑定所	協和総合管理(株)	金陵電機(株)
	契約額	1,155,000	1,512,000	5,720,400	1,331,400	1,488,060	4,618,425
	うち随意契約額(%)	100%	100%	0%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	(株)神戸サンソ	(株)鴻池組神戸支店	小糸工業(株)	小糸工業(株)大阪支店	(有)小松屋	(株)サイサン
	契約額	4,517,780	1,176,000,000	14,910,000	1,015,350	54,910,677	2,079,105
	うち随意契約額(%)	100%	0%	0%	100%	23%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	(株)サンワ埼玉支店	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)	ジャスコインターナショナル(株)	(有)スワンブランニング	(株)スイタ情報システム	(株)三晃空調神戸支店
	契約額	1,306,462	17,997,000	23,034,900	1,612,170	4,428,900	535,500,000
	うち随意契約額(%)	100%	0%	15%	100%	100%	0%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	埼玉県官報販売所	三機工業(株)横浜支店	(株)島津製作所北関東支店	島津サイエンス西日本(株)	新川電機(株)北九州支店	新日空サービス(株)
	契約額	2,866,914	54,600,000	22,365,000	2,835,000	3,682,350	7,770,000
	うち随意契約額(%)	100%	0%	0%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	進和テック(株)埼玉営業所	西部電気建設(株)	瀬間工業(株)	仙台和光純薬(株)	(株)損害保険ジャパン	(株)ダイキアクシス
	契約額	1,953,000	203,700,000	3,654,000	1,705,672	1,512,930	2,191,350
	うち随意契約額(%)	100%	0%	0%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	(株)ダルトン	ダイヤモンドリース(株)業務集中センター	ダイヤモンドリース(株)立川支店	(株)テーシー東北	(株)たくみ商会	(株)第一文真堂
	契約額	15,729,000	1,017,072	808,920	1,035,771	2,325,960	3,643,447
	うち随意契約額(%)	0%	100%	100%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	第一電子(株)	高砂熱学工業(株)	(株)電通	(株)東畑建築事務所	東京官書普及(株)	東洋産業(株)大阪支店
	契約額	1,388,462	8,505,000	1,403,715	99,540,000	1,311,822	1,470,000
	うち随意契約額(%)	100%	0%	100%	94%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	戸田建設(株)	ニシマキ・オフィスシステム(株)	西川計測(株)	(財)日本適合性認定協会	(社)日本科学飼料協会	日通商事(株)東京支店
	契約額	31,290,000	1,563,345	1,035,090	1,337,616	1,631,250	1,348,200
	うち随意契約額(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	日本ウォーターズ(株)	日本エレベーター製造(株)	日本電気(株)茨城支店	日本電子データム(株)東京センター	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	(株)ピーエム・ヨコハマ
	契約額	29,141,700	10,500,000	5,703,264	3,499,650	7,997,000	3,091,921
	うち随意契約額(%)	4%	0%	100%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	(株)フジモト	フォス・ジャパン(株)	ベリングポイント(株)	(株)ホンヤク社	長谷川商事(株)	日野家田化学(株)
	契約額	1,685,250	3,165,750	6,993,000	1,117,200	2,655,009	1,819,786
	うち随意契約額(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	(株)日立情報システムズ	(株)日立物流	日立キャピタル(株)	(財)兵庫県健康財団	(株)富士通ビジネスシステムサポートサービス本部カスタマサービス統括部	富士ゼロックス(株)
	契約額	2,221,380	3,186,750	41,112,540	1,650,582	6,030,480	1,227,273
	うち随意契約額(%)	100%	100%	11%	100%	100%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	富士テレコム(株)	北陸電気工業(株)	ミツイワ(株)	(株)松見科学計測	(株)丸二	松尾電設工業(株)
	契約額	12,337,500	2,625,000	9,560,250	3,661,350	9,345,000	1,046,850
	うち随意契約額(%)	24%	100%	11%	100%	0%	100%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	三ツワ理化学工業(株)	三井不動産(株)	宮野医療器(株)	美和電気工業(株)札幌支店	(株)明和産業	(株)森組
	契約額	1,237,120	4,935,000	5,304,600	1,247,400	1,261,995	5,197,500
	うち随意契約額(%)	100%	100%	100%	100%	100%	0%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0

(別 紙)

関連法人以外の契約締結先

関連法人以外の契約締結先	名称	(株)横浜工作所	八洲薬品(株)	横河アナリティカルシステムズ(株)	リコー販売(株)	KPMG税理士法人	MEASURE WORKS(株)
	契約額	17,482,500	3,421,950	3,407,250	10,923,415	1,596,000	4,998,000
	うち随意契約額(%)	0%	100%	100%	100%	100%	0%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	0	0	0	0	0
関連法人以外の契約締結先	名称	NTTデータ・ソリューション(株)	(財)日本食品分析センター	(財)日本冷凍食品検査協会			合計
	契約額	7,834,995	9,996,000	9,996,000			2,669,732,112
	うち随意契約額(%)	100%	100%	100%			15%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0	1	0			1
関連法人以外の契約締結先	名称						
	契約額						
	うち随意契約額(%)						
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)						

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省
資産との関連を有する事務・事業の名称	1 肥料及び土壌改良資材関係事業 2 農薬関係事業 3 飼料及び飼料添加物関係事業 4 食品等関係事業		
資産との関連を有する事務・事業の内容	1 肥料及び土壌改良資材関係事業 肥料及び土壌改良資材の検査、肥料取締法に基づく立入検査、地力増進法に基づく立入検査 2 農薬関係事業 農薬取締法に基づく農薬の登録検査及び立入検査 3 飼料及び飼料添加物関係事業 飼料及び飼料添加物の検査、飼料安全法の規定に基づく立入検査、飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務、飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法に関する調査 4 食品等関係事業 食品表示の監視業務、JAS法に基づく登録認定機関等の指導監督、JAS法に基づく立入検査、食品表示110番等を通じた消費者等からの情報収集及び情報提供、JAS規格の見直し等に資するための食品等の調査分析、国が行う食品のリスク管理のための分析検査、食品の検査技術に関する調査研究		
国からの財政支出額	20年度施設整備補助金 850,332千円	支出予算額	850,332千円
対19年度当初予算増減額	119,678千円	対19年度当初予算増減額	119,678千円
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3。 別紙に計上した金融資産は、当該事務・事業と関連を有するものはない。		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省
No.	1	施設名	神戸センター	用 途	1(事務所) / 9(検査分析施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 現神戸センター庁舎(昭和2～7年建築)は、耐震調査結果による評価値がaランクであり、大規模な地震により倒壊の恐れがあることから、新築移転することとなった。なお、現神戸センター用地は、新神戸センター完成後に売却することとしている。					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度予定					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省
No.	2	施設名	神戸センター新庁舎用地	用 途	1(事務所) / 9(検査分析施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方方向性 地方組織の統合・再編として、神戸センターに、現在合同庁舎に入居している大阪事務所及び岡山事務所の機能を移転、集約を実施するため、現在、新庁舎建設工事(平成19年3月～平成20年12月)中であり、売却等処分は不可能である。					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 近畿地区は首都圏に次ぐ経済圏で食品や肥飼料の関係事業者が多く、消費者団体の活動も活発であり、神戸センターを西日本の拠点的な事務所として位置づけており、センターの円滑な業務の実施のためには不可欠な事務所である。 独立行政法人は新たに国の合同庁舎に入居することは認められていないことから、新庁舎建設に当たっては、土地を購入した場合、賃貸借契約を結んだ場合等について数ヵ所の候補地を比較検討した結果、賃借による敷地の確保では多額のランニングコストが毎年発生することとなるため、購入により新庁舎用地を取得した。(用地取得額3.9億円。なお、30年間賃借の場合、借入から返還までの総額は、定期借地で10.8億円、普通借地で7.3億円となる。)					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省
No.	1	施設名	福岡センター	用 途	1(事務所) / 9(検査分析施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 中期目標に掲げる地方組織の統合・再編の際には、現在の福岡センターの機能を拡充するために施設整備を実施する必要があることから、売却可能な資産を保有していない。					
○ 売却する場合、売却予定時期：該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 センターは全国各地に散在する事業者等に対する検査等を行う業務の性格から、効率性、迅速性を確保するために1本部5地域組織を配置している。福岡センターは九州地区の製造業者、販売業者を対象として業務を行っており、食の安全・安心の確保の観点からも引き続き配置は必要である。 また、福岡センターの庁舎は平成15年に建築したばかりであり、同施設においては実験設備として高精度な分析が求められる特殊な分析設備等が多数設置されており、新たに民間ビル等に同種の設備を設置して移転するためには賃借料、実験設備への改修経費、移転経費等新たに多額の経費を要することとなり効率的ではない。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省
No.	2, 3	施設名	岩槻ほ場、堺ほ場	用 途	9 (検査分析施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 岩槻ほ場、堺ほ場については、食の安全のため有害物質の含有等のリスクの高い肥料の安全性を検査するための施設であり、自ら保有する土地において継続的に試験栽培等を実施する必要がある。なお、現在保有しているほ場敷地は試験栽培等検査分析業務に必要な最小限のものである。					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 肥料は、農作物の生産に当たっては必要不可欠の資材であり、また全国流通するものであることから、効果や安全性を判断し、規格を定めるためには、作物・品種条件、土壌条件、気象条件が異なる複数のほ場における栽培試験データが必要である。このため、仮登録された肥料の効果や、安全性の調査に当たっては、土壌条件、気象条件の異なる２ヵ所（岩槻、堺）のほ場で試験を実施しているところである。 なお、現在のほ場を売却して新たに借地を整備して使用するためには、管理舎やハウスの建築、土地の整備や土壌の改良等多額の経費・時間を要することとなること、また同様に毎年賃借料が発生しランニングコストが増大することとなり効率的ではないため、売却等の処分は不可能である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省
No.	1	施設名	農薬検査高度情報管理施設他19件	用途	1(事務所) / 9(農薬関係事業)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 農薬検査業務を行う小平市に保有する資産については、農薬検査高度情報管理施設(事務室、実験室等)の他、栽培試験に用いるほ場や毒性試験に使用する水槽等、業務に必要な最小限のものであり、売却等可能な資産は保有していない。					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 農薬検査所は、東京都北区に設置されたが、試験ほ場確保の必要性から小平に移転。農薬登録の申請を行う事業者とは対面調整を必要とすることが多いため、交通便のよい都内にとどまるのが望ましいが(注)、ほ場確保の必要性との兼ね合いから現在地にて業務を実施中である。 なお、ほ場等(温室、水槽等を含む。)の併設については、農薬の登録検査を行う過程で申請者が提出した農薬の効果、薬害、作物残留、魚毒性等の試験成績を必要に応じて追試できる体制を整備するのみならず国への技術支援としてテストガイドラインの検討等の試験を行うことが不可欠であったためであり、現時点においてもこの必要性に変わりはない。仮に小平から離れるとすれば、建物とこれら施設を含む代替地の確保が必要であるが、冒頭述べた事業者との関係を含め、こうした代替地の確保は困難と考えられる。 また、野外施設を除いた農薬検査高度情報管理施設等についてみるだけでも、これら施設においては実験設備として高精度な分析が求められる特殊な分析設備等が多数設置されており、新たに民間ビル等に同種の設備を設置して移転するためには多額の経費を要することとなり、また、毎年賃貸料等が発生しランニングコストが増大するため効率的ではない。特に、高度情報管理施設を平成15年11月に建てたばかりであり、これを十分な償却がなされないまま処分するとすれば、かえって国費の無駄使いとの批判を浴び国民の理解が得られない。 (注) 全有効農薬登録件数の89%(H18.12.1現在)を東京近郊(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に所在する農薬会社が有しており、現在地での業務遂行が行政サービスの観点からも適当である。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

農林水産省

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター(旧3法人分の合計)	府省名	農林水産省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
○	A 合 計	: 10777 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	B 現金及び預金	: 1752 百万円	
	C 有価証券	: - 百万円	
	D 受取手形	: - 百万円	内 貸付金 : 百万円
	E 売掛金	: - 百万円	内 割賦債権 : 百万円
	F 投資有価証券	: - 百万円	
	G 関係会社	: - 百万円	… 関係会社株式
	H 関係会社	: - 百万円	… その他の関係会社有価証券
	I 長期貸付金	: - 百万円	… J・K以外の長期貸付金
	J 長期貸付金	: - 百万円	… 役員又は職員に対するもの
	K 長期貸付金	: - 百万円	… 関係法人に対するもの
	L 破綻債権等	: - 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	M 積立金	: 53 百万円	
	N 出資金	: 8972 百万円	
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A: B～Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1) / G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 農林水産消費安全技術センター(旧3法人分の合計)	府省名	農林水産省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 該当なし 可能な限り、定量的な記載とする			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方性 該当なし			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方性 該当なし			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位: 千円)

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省	
(その他型)					
事業類型	☒ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☐ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	肥料及び土壌改良資材関係事業				
事務・事業の内容	・肥料及び土壌改良資材の検査 ・肥料取締法に基づく立入検査 ・地力増進法に基づく立入検査				
国からの財政支出額	873,329千円		支出予算額	982,598千円	
対19年度当初予算増減額	59,470千円増額		対19年度当初予算増減額	168,739千円増額	
官民競争入札等 ()	検討	官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業についてアウトソーシングを推進することとしている。			
	理由	1 肥料及び土壌改良資材においては、副産物や廃棄物の混合物として製造されるものが多く、品質が不安定であるうえ有害成分が混入しやすく、安定で均質な原料の供給が困難な場合も多いため、規格上定めていない有害成分を含むおそれがあることから、立入検査から収去・集取品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されている。 2 また、安全性に疑義が生じた場合には、製品の出荷停止を現場で指示する場合もあり、国の指示を受けて国と密接な連帯を図りつつ実施することが不可欠である等のことからコストを決めた入札には馴染まない。 3 さらには、行政処分や罰則の前提であり、公権力の行使を伴うものであることから、中立・公正性が強く求められるものである。 4 以上のことから行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	当該事務・事業の受益者は特定の者ではなく、広く一般国民であり、個々の利用者に受益が生じる事務・事業ではないので対価の収受は困難であるが、講師派遣や依頼検査については対価の収受は可能である。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	—(中期計画の収入見込額は計上していない)			
	運営コスト (内訳、総計)	—			
	受益者負担金 - 運営コスト	—			
	見直し案	講師派遣や依頼検査の手数料等について、適宜、見直しを実施しているところであり、今後とも、必要に応じて見直しを行うこととしている。なお、手数料等の算出に当たっては、人件費、光熱水料等必要な経費を踏まえており、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるようしているところである。			

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	—
	理由	1 統合前の旧農林水産消費技術センターは、食品表示の監視業務やJAS法に基づく立入検査等の業務を、旧肥飼料検査所は肥料、土壤改良資材、飼料、飼料添加物の検査や肥料取締法、地力増進法、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を、旧農薬検査所は農薬取締法に基づく農薬の登録検査や立入検査等の業務を別々に実施してきたところである。 2 平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、これら3法人が実施してきた業務を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保をより効果的・効率的に実施する観点から、本年3月の国会での審議を経て、本年4月1日に3法人が統合し、国が行う施策を技術的側面から担う機関として新たに農林水産消費安全技術センターが発足したところである。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	6施設(札幌センター、仙台センター、さいたま本部、名古屋センター、神戸センター大阪事務所、福岡センター)
	一体的実施の可否	一体的実施は困難
	内容	—
	理由	事業者等への利便性、必要な分析施設を設置するための面積を確保できる施設がないことから、必要最低限の地方組織を有し、各組織において業務を実施しているところであり、地方組織を統一することとした場合、事業者等への利便性が低下するとともに、全国各地に存在する事業者に対する迅速な検査を実施することが困難となり、業務を効果的に実施することが出来なくなるおそれがあるため、地方組織を統一することは困難である。 特に、立入検査から収去・集取品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されており、迅速な対応を図るために現在の地方組織は最低限必要である。 なお、旧3法人の統合に伴い、3本部12地方組織を1本部5地方組織に組織体制を再編したところであり、さらに、神戸センター大阪事務所及を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合することとしている。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省
(その他型)			
事業類型	☒ 医療・福祉・検査・審査	☐ 製造・生産	☐ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	農薬関係事業		
事務・事業の内容	1 農薬取締法に基づく農薬の登録検査 2 農薬取締法に基づく立入検査		
国からの財政支出額	932,518千円	支出予算額	932,548千円
対19年度当初予算増減額	328千円増額	対19年度当初予算増減額	327千円増額
官民競争入札等 ()	検討	官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業、アンケート調査票の発送・回答の集計、外国文献の翻訳についてアウトソーシングを推進することとしている。	
	理由	1 農薬の登録検査及び立入検査は、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図る観点から行われるものであり、厳格・厳正な検査の実施が必要であるとともに、行政処分につながる公権力の行使を伴うものである。また、農薬に起因した事故等が発生した場合、被害の拡大を防止するため、国と連携した早急な対応が必要となることから、国と一体的に行う必要がある。 2 また、農薬の安全性に対しては、その多くが新規に合成された化学物質であるという特性から、国民の間に不安感のあることが否定できない現状に鑑み、中立公正性が確保されている機関での検査の実施は言うまでもなく、その中立公正性が国民の目から見て明白な業務実施形態で行われることが必要である。 3 一方、農薬は国際商品であることから、その貿易を円滑にするため、各国の農薬検査基準について国際調和が求められているところである。このための作業については、規制当局と実際の検査機関が一体となることではじめて可能となる。 4 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	当該事務・事業の受益者は特定の者ではなく、広く一般国民であり、個々の利用者に受益が生じる事務・事業ではないので対価の収受は困難であるが、講師派遣や依頼検査については対価の収受は可能である。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	— (中期計画の収入見込額は計上していない。)	
	運営コスト (内訳、総計)	—	
	受益者負担金 - 運営コスト	—	
	見直し案	講師派遣や依頼検査の手数料等について、適宜、見直しを実施しているところであり、今後とも、必要に応じて見直しを行うこととしている。なお、手数料等の算出に当たっては、人件費、光熱水料等必要な経費を踏まえており、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるようしているところである。	

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	—
	理由	1 統合前の旧農林水産消費技術センターは、食品表示の監視業務やJAS法に基づく立入検査等の業務を、旧肥飼料検査所は肥料、土壤改良資材、飼料、飼料添加物の検査や肥料取締法、地力増進法、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を、旧農薬検査所は農薬取締法に基づく農薬の登録検査や立入検査等の業務を別々に実施してきたところである。 2 平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、これら3法人が実施してきた業務を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保をより効果的・効率的に実施する観点から、本年3月の国会での審議を経て、本年4月1日に3法人が統合し、国が行う施策を技術的側面から担う機関として新たに農林水産消費安全技術センターが発足したところである。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	—
	内容	—
	理由	—

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省	
(その他型)					
事業類型	☒ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☐ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	飼料及び飼料添加物関係事業				
事務・事業の内容	・飼料及び飼料添加物の検査 ・飼料安全法に基づく立入検査 ・飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ・飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導 ・飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法に関する調査				
国からの財政支出額	1,021,328千円		支出予算額	1,167,631千円	
対19年度当初予算増減額	4,470千円減額		対19年度当初予算増減額	120,408千円増額	
官民競争入札等 ()	検討	官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業についてアウトソーシングを推進することとしている。			
	理由	1 飼料等においては、原料の生産状況から残留農薬等の有害物質が混入する可能性があり、立入検査から収去品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されている。 2 また、安全性に疑義が生じた場合には、製品の出荷停止を現場で指示する場合もあり、国の指示を受けて国と密接な連帯を図りつつ実施することが不可欠である等のことからコストを決めた入札には馴染まない。 3 今般の有害物質であるマラカイトグリーンが飼料に混入した事例については、緊急の立入検査や収去した飼料の分析を行うなど、国と一体的に実施したところである。 4 さらには、行政処分や罰則の前提であり、公権力の行使を伴うものであることから、中立・公正性が強く求められるものである。 5 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	当該事務・事業の受益者は特定の者ではなく、広く一般国民であり、個々の利用者に受益が生じる事務・事業ではないので対価の収受は困難であるが、講師派遣や依頼検査については対価の収受は可能である。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	中期計画20年度収入見込額 23,567千円			
	運営コスト (内訳、総計)	人件費、物件費等 23,567千円			
	受益者負担金 - 運営コスト	0千円			
	見直し案	講師派遣や依頼検査の手数料等について、適宜、見直しを実施しているところであり、今後とも、必要に応じて見直しを行うこととしている。なお、手数料等の算出に当たっては、人件費、光熱水料等必要な経費を踏まえており、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるようしているところである。			

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	—
	理由	1 統合前の旧農林水産消費技術センターは、食品表示の監視業務やJAS法に基づく立入検査等の業務を、旧肥飼料検査所は肥料、土壤改良資材、飼料、飼料添加物の検査や肥料取締法、地力増進法、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を、旧農薬検査所は農薬取締法に基づく農薬の登録検査や立入検査等の業務を別々に実施してきたところである。 2 平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、これら3法人が実施してきた業務を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保をより効果的・効率的に実施する観点から、本年3月の国会での審議を経て、本年4月1日に3法人が統合し、国が行う施策を技術的側面から担う機関として新たに農林水産消費安全技術センターが発足したところである。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	6施設(札幌センター、仙台センター、さいたま本部、名古屋センター、神戸センター大阪事務所、福岡センター)
	一体的実施の可否	一体的実施は困難
	内容	—
	理由	事業者等への利便性、必要な分析施設を設置するための面積を確保できる施設がないことから、必要最低限の地方組織を有し、各組織において業務を実施しているところであり、地方組織を統一することとした場合、消費者等への利便性が低下するとともに、全国各地に存在する事業者に対する迅速な検査を実施することが困難となり、業務を効果的に実施することが出来なくなるおそれがあるため、地方組織を統一することは困難である。 特に、立入検査から収去品の分析及びその結果の公表までの期間について違反品の流通未然防止の観点から迅速性が要求されており、迅速な対応を図るために現在の地方組織は最低限必要である。 なお、旧3法人の統合に伴い、3本部12地方組織を1本部5地方組織に組織体制を再編したところであり、さらに、神戸センター大阪事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合することとしている。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省	
(その他型)					
事業類型	☒ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☐ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	食品等関係事業				
事務・事業の内容	1 食品表示の監視業務 2 JAS法に基づく登録認定機関等の指導監督 3 JAS法に基づく立入検査 4 食品表示110番等を通じた消費者等からの情報収集及び情報提供 5 JAS規格の見直し等に資するための食品等の調査分析 6 国が行う食品のリスク管理のための分析検査 7 食品の検査技術に関する調査研究				
国からの財政支出額	5,950,814千円		支出予算額	6,690,825千円	
対19年度当初予算増減額	133,711千円増額		対19年度当初予算増減額	859,609千円増額	
官民競争入札等 ()	検討	官民競争入札は困難であるが、専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業、アンケート調査票の発送及び回答の集計作業、メールマガジンの発信・登録についてアウトソーシングを推進することとしている。			
	理由	1 食品の検査は、食品等事業者に対して公権力を伴う検査等を実施するものであり、行政判断の根拠(前提)となること、命令などの行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無については、一定の判断基準により統一的に全国の事業者を検査等を実施することが必要なこと、食品事業者等に対して、強制的に立入り、製品や書類の検査等を行う業務であり、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること、被検者からの隔離により公正中立性の確保が求められること、迅速かつ中断なく確実に実施される必要があること、等の特性を有するものである。 2 さらに、国の行うリスク管理のための有害物質の分析検査業務は、飲食品等の汚染の状況を把握し、汚染がある場合にはその原因の特定、必要となる早急な対策を迅速に、かつ、中断なく確実に実施される必要があること、不正な食品表示を取り締まるための食品表示110番を通じた情報収集及び提供に当たっては、情報提供を行う者自身の情報の守秘、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性が求められること、等の特性を有するものである。 3 以上のことから、行政施策の実施機関である当該法人が一つの実施主体として実施すべき業務であり、民間に開放することは困難である。			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	当該事務・事業の受益者は特定の者ではなく、広く一般国民であり、個々の利用者に受益が生じる事務・事業ではないので対価の収受は困難であるが、生糸の格付検査、生糸及び食品等の依頼検査、講師派遣については対価の収受は可能である。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	中期計画20年度収入見込額		12,014千円	
	運営コスト (内訳、総計)	人件費、物件費、消耗品費、減価償却費、光熱水料等		12,014千円	
	受益者負担金 - 運営コスト	0千円			
	見直し案	講師派遣や依頼検査の手数料等について、適宜、見直しを実施しているところであり、今後とも、必要に応じて見直しを行うこととしている。なお、手数料等の算出に当たっては、人件費、光熱水料等必要な経費を踏まえており、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるようしているところである。			

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	—
	理由	1 統合前の旧農林水産消費技術センターは、食品表示の監視業務やJAS法に基づく立入検査等の業務を、旧肥飼料検査所は肥料、土壤改良資材、飼料、飼料添加物の検査や肥料取締法、地力増進法、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を、旧農薬検査所は農薬取締法に基づく農薬の登録検査や立入検査等の業務を別々に実施してきたところである。 2 平成17年度に行われた中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを踏まえ、これら3法人が実施してきた業務を一体的に実施し、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食の安全、消費者の信頼確保をより効果的・効率的に実施する観点から、本年3月の国会での審議を経て、本年4月1日に3法人が統合し、国が行う施策を技術的側面から担う機関として新たに農林水産消費安全技術センターが発足したところである。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	8施設(札幌センター小樽事務所、仙台センター、さいたま本部、本部横浜事務所、名古屋センター、神戸センター、神戸センター岡山事務所、福岡センター門司事務所)
	一体的実施の可否	一体的実施は困難
	内容	—
	理由	全国に存在する事業者等(食品事業者は全国に約55万)に対して、緊急に立入り、現地での検査等を、一定の判断基準により全国統一的に実施する必要があることから、必要最低限の地方組織を有し、各組織において機動的に業務を実施しているところである。食品の偽装表示等を摘発するためには、分析による疑義が生じたり、食品表示110番等により情報がよせられた場合は、可及的速やかに立入検査等を行う必要があるが、地方組織を統一することとした場合、迅速な対応が困難となり、業務を効果的に実施することが出来なくなるおそれがあるため、地方組織を統一することは困難である。 特に、立入検査等については、不適正な表示・品質の食品の迅速な回収や証拠隠滅の防止の観点から迅速性が要求されており、迅速な対応を図るために現在の地方組織は最低限必要である。 なお、旧3法人の統合に伴い、3本部12地方組織を1本部5地方組織に組織体制を再編したところであり、さらに、神戸センター岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合するとともに、小樽事務所を平成22年度末までに廃止することを検討する。